

株主による株主総会開催の訴訟手続での義務付けの可否

【文献種別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 3 年 9 月 29 日

【事件番号】 令和 3 年（ネ）第 1666 号

【事件名】 株主総会での株主権利【会社法第 314 条】行使妨害控訴事件

【裁判結果】 控訴棄却（確定）

【参照法令】 会社法 297 条・314 条

【掲載誌】 金判 1695 号 38 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25620462

日本大学准教授 金澤大祐

事実の概要

合同会社 X（以下「X社」という。原告、控訴人）は、平成 31 年 2 月 1 日時点で、Y 株式会社（以下「Y社」という。被告、被控訴人）の総株式 2 万 4000 株のうち 6000 株（総株主の議決権 234 個のうち 60 個）を有する株主である。

Y 社は、令和 2 年 10 月 2 日、第 48 期の事業報告書及び計算書類並びに監査役による計算書類の監査報告を目的として第 48 期定時株主総会を開催したところ、質疑応答の際に、X 社代表者 A から、Y 社監査役 B に対する質問がされたが、B は、その場で回答しなかった。

X 社は、Y 社に対して、臨時株主総会を開催した上で、会社法 314 条に基づき監査役に質問させることを求め、訴訟を提起した。

原審（静岡地判令 3・3・10 金判 1695 号 41 頁）は、臨時株主総会の開催につき、株主が裁判所の許可を得て総会を招集する手続は非訟事件であり、訴訟手続によって総会の招集はできない旨を判示した。また、原審は、本件訴えを株主が監査役から説明を受ける権利の確認を求めるものと解したとしても、即時確定の利益を欠くとした。そして、原審は、訴えを却下した。

判決の要旨

控訴棄却。

「株主総会は、会社法 297 条 4 項の規定により招集する場合を除き取締役が招集するものとされ（同法 296 条 3 項）、同法 297 条 1 項は、総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 箇月前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができ、同条 4 項は、同条 1 項の規定による請求をした株主は、同請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合等、同条 4 項各号に該当する場合に、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる」と規定しており、この裁判所の許可は会社非訟事件（会社法第 7 編第 3 章）に該当する。

……本件訴えは、X 社が Y 社に対し、臨時株主総会を開催した上、当該臨時株主総会において、X 社に、監査役に対して別紙の質問をさせることを求める給付の訴えであると解される。

しかしながら、会社法の上記規定に鑑みれば、株主による株主総会の招集の請求は、同法 297 条の規定する手続によって行うことが予定されており、株主は、同条 1 項による株主総会の招集の請求にかかわらず、取締役が招集の手続に応じない場合には、同条 4 項の規定により裁判所の許可を得て、株主総会を招集することが予定されている。そうである以上、株主が同条の規定によることなく、訴訟手続によって、会社（取締役）に対し、株主総会の開催を義務付けることはできず、その株主総会における質問の実施を義務付けるこ

ともできないというべきである。したがって、X社の請求には理由がない。

なお、原判決は、本件訴えが不適法であるとして、これを却下したが、X社は、会社非訟ではなく、訴訟手続によって株主総会の開催等を請求することができる旨を主張して本件訴えを提起しており、そのような請求権が認められないとしても、そのことをもって本件訴えが不適法であるということとはできない。」

「X社は、Y社が悪質な会社であり、臨時株主総会における監査役に対する質問をする必要がある旨主張するが……、株主による株主総会の招集請求等は会社法297条の規定によるべきであり、X社が株主総会の開催等を求めるならば、別途、同条の規定する手続の可否等を検討すべきものである。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、株主が会社に対して臨時株主総会を開催した上で、会社法314条に基づき監査役に質問させることを訴訟において求めた事案において、訴訟手続によって総会の開催と当該総会での質問の実施を義務付けることはできない旨を判示している。

本判決は、会社法297条4項の非訟手続に基づく許可ではなく、株主が株主総会開催を訴訟手続で義務付けることができるかについて判示がなされた初めての裁判例であり、理論的にも、実務的にも意義を有する判決である¹⁾。

本判決の事案において、X社側は本人訴訟であると考えられ、訴訟物が明確ではないが、本判決は、株主総会開催の訴訟手続での義務付けと、監査役の説明義務の訴訟手続での義務付けとを一体として捉え、総会の開催を訴訟手続で義務付けることはできないため、説明義務も訴訟手続で義務付けることはできないと解しているようである。もっとも、原審判決のように、X社の訴えにつき、総会開催の訴訟手続での義務付けと、説明義務の訴訟手続での義務付けとを分けて考えることもできよう。そこで、本稿では、株主による総会開催の訴訟手続での義務付けのみならず、監査役の説

明義務の訴訟手続での義務付けについても検討する。

二 株主による株主総会開催を訴訟手続で義務付けることの可否

本判決において、X社は、会社法297条4項の非訟手続ではなく、訴訟手続によって株主総会の開催を求めており、訴訟手続によって総会開催を義務付けられるかが問題となっている。

会社法は、取締役による株主総会の招集を原則としつつ（会社法296条3項）、株主による株主総会招集請求（以下「総会招集請求」という）を認めている（会社法297条1項）。総会招集請求は、会社経営や株主の利益のために必要であるにもかかわらず、取締役が株主総会を招集しない場合に、少数株主の主導によって、必要な決議を得られるようにするための制度である²⁾。株主による総会招集請求の要件は、①当該株主が総株主の議決権の100の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を保有していること、公開会社においては、当該株主が6箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有していること、②株主は、総会招集請求をする際に、取締役に対し、総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る）及び招集の理由を示すことである（会社法297条1項2項）。

株主が総会招集請求をしたにもかかわらず、①総会招集請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合、②総会招集請求があった日から8週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を株主総会の日とする招集通知が発せられない場合には、株主は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる（会社法297条4項）。総会招集の許可の裁判は、非訟事件となり（会社法868条1項）、株主は、原因となる事実の疎明を行うこととなる（会社法869条）。法律上は、陳述の聴取は要求されていないが（会社法870条参照）、実務上は、事実の調査（非訟事件手続法49条1項）の一環として、会社の代表取締役等を審問期日に呼び出して、意見を聴取する機会が設けられている³⁾。裁判所は、株主の総会招集請求が要件を満たしている限り、申立権の濫用

と認められる場合を除き、許可することとなる。申立権の濫用と認められるためには、①総会を招集することに実益がなく、有害であること（客観的要件）、②申立人に害意があること（主観的要件）が必要とされている⁴⁾。また、許可決定に対する不服申立ては、許されていない(会社法874条4号)。

裁判所の許可を得た後に、株主は、自らの名義で株主総会を招集することとなる。そして、裁判所の許可を得た株主は、総会招集について、会社の機関的地位⁵⁾、又は、機関⁶⁾として、総会招集に当然に付随する事項を行うことができると解されている。総会の招集及び開催に要する費用は、株主の負担であるが、決議が成立し、会社にとって有益な費用であったときは、株主は会社に対して求償することができる⁷⁾。従来は、株主による総会開催は、費用や事務手続の負担から、非上場会社での利用が多かったが、近時では、上場会社においても、裁判所の許可を得た株主による総会が開催されている⁸⁾。

株主による株主総会開催を訴訟手続で義務付けることの可否が問題となった判例ではないが、医療法人の社員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という）37条2項の類推適用により、裁判所の許可を得て社員総会を招集することの可否が問題となった判例（最決令6・3・27民集78巻1号252頁。以下「最決令和6年」という）がある。医療法人について規定している医療法は、社員による社員総会の招集請求を認めつつ（医療法46条の3の2第4項）、裁判所の許可を得た社員による社員総会招集を求める規定を置いていない。そのため、社員が理事長に社員総会の招集を請求しても、理事長が社員総会を開催しない場合の対処法について問題となっていた。最決令和6年の多数意見は、医療法人に対して、社員による社員総会の招集について規定する一般社団法人法37条2項は類推適用できないとしつつ、渡邊恵理子裁判官は、補足意見において、訴訟手続により理事長に対して臨時社員総会の招集を命ずる旨の判決を得ることができる旨を判示している。

学説においては、①株主による株主総会開催を訴訟手続で義務付けても、権利濫用等により会社の利益が害されるおそれがないこと、②実務的能

力のない株主は、総会を招集できず、株主による総会開催を訴訟手続で義務付けないと権利の実効性が損なわれること、③株主による総会開催を訴訟手続で義務付けると、招集費用を立替払いする必要がないことなどから、株主による総会開催の訴訟手続での義務付けを認めるべきとする見解がある⁹⁾。

本判決の事案において、X社は、Y社の監査役に説明をさせるために株主総会の開催を訴訟手続で求めているが、そもそも、監査役の説明を求めることは、総会の目的となる事項（会社法297条1項）ではなく、適法な総会招集請求がなされていない。また、X社は総会を開催したいのであれば、適切な議題と招集の理由を設定すれば、本判決も述べるとおり、会社法297条4項の許可を得て、自ら総会を開催できる。そのため、X社による総会開催の訴訟手続での義務付けを認める必要はないであろう。

本判決の事案と異なり、上場会社において、株主が会社法297条4項の裁判所の許可を得て招集手続を行い、株主総会を開催するには、手続上の問題点¹⁰⁾もある。もっとも、会社法297条4項に基づく株主による総会開催は、株主自身が会社の機関的地位に基づき、訴訟手続に比して、簡易迅速に総会開催を実現する制度であり、その制度の利用が阻害されないようにすべく、会社に協力すべき義務を課したり、株主によって手続が行えるようにしたりして、手続上の問題を解決すべきこともできよう。

医療法上の医療法人については、最決令和6年の渡邊裁判官補足意見において、本判決とは異なり、社員総会の訴訟手続での義務付けが可能である旨の判示がなされている。もっとも、医療法においては、会社法297条4項に相当する規定が置かれておらず、一般社団法人法の規定も類推適用できないとすると、理事長が社員総会を開催しない場合には、訴訟手続での義務付けを認めないと、社員総会開催の手段がないことになってしまう。そのため、本判決と最決令和6年とで、取扱いが異なることについては矛盾しない。

したがって、X社による総会開催の訴訟手続での義務付けを認めなかった本判決の結論は支持できよう。

三 監査役の説明義務を訴訟手続によって義務付けることの可否

原審判決のように、X社の訴えを株主による株主総会開催を訴訟手続で義務付けることと、監査役の説明義務を訴訟手続で義務付けることに分けて捉えたと、訴訟手続によって監査役の説明義務を義務付けることの可否も問題となる。

会社法314条は、取締役、会計参与、監査役及び執行役（以下「取締役等」という）は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない旨を定めている。取締役等の説明義務の制度趣旨は株主総会における実質的かつ公正な議論を確保することであり、取締役等の説明義務は株主総会が会議体であること及び会社側から議題ないし議案が提出されることに由来し、会社法314条は確認的な規定と解されている¹¹⁾。会社法314条は、取締役等の義務として規定しているが、株主の質問権と取締役等の説明義務は、表裏一体の関係にあり、会社法314条は株主の質問権を認めたのと同趣旨であると解されている¹²⁾。そして、取締役等の説明義務は、株主総会における議題ないし議案に対する審議、さらには議決権行使の判断を行うために認められるものであるため、訴訟で請求することができないと解されている¹³⁾。

原審判決は、X社の訴えにつき、株主の監査役から説明を受ける権利の確認の訴えと解した場合であっても、即時確定の利益を欠くとしている。もっとも、X社の「被告は、臨時株主総会を開催し、監査役に対し、原告に別紙1の質問をさせろ」との請求の趣旨は、質問権の確認ではなく、監査役に質問をさせることを求めており、監査役の説明を求める部分についても、給付の訴えであろう。X社の訴えが給付の訴えであったとしても、取締役等の説明義務と表裏一体の関係にある株主の質問権は、あくまでも、株主総会における議決権行使の判断を行うために認められた権利であり、訴訟手続によって、義務付けることはできない。

したがって、原審判決のように、X社の訴えを株主による株主総会開催の訴訟手続での義務付けと、監査役の説明義務の訴訟手続での義務付けとに分けて捉えても、X社の質問をさせることを求

める訴えについては、認められないであろう。

●—注

- 1) 「Comment」金判1695号（2024年）40頁。
- 2) 酒巻俊雄＝龍田節編『逐条解説会社法 第4巻 機関・1』（中央経済社、2008年；使用版は2013年）46～47頁〔潘阿憲〕。
- 3) 大竹昭彦ほか編『新・類型別会社非訟』（判例タイムズ社、2020年）29頁。
- 4) 上柳克郎ほか編『新版 注釈会社法(5) 株式会社の機関(1)』（有斐閣、1986年；使用版は2002年）116頁〔河本一郎〕、大竹・前掲注3）30頁。
- 5) 岩原紳作編『会社法コメンタール7－機関(1)』（商事法務、2013年）66頁〔青竹正一〕。
- 6) 上柳・前掲注4）118頁〔河本〕。
- 7) 酒巻＝龍田・前掲注2）54頁〔潘〕、大竹・前掲注3）34頁。
- 8) 伊藤広樹ほか「株主の招集による上場会社の株主総会の実務対応」商事2239号（2020年）30頁、生方紀裕「少数株主の株主総会招集請求を受けた上場会社の対応に関する実務的論点—請求増加の理由分析を踏まえて—」商事2270号（2021年）63頁。
- 9) 弥永真生「判批」金判1695号（2024年）4～5頁。
- 10) 定款上の公告方法として、電子公告を定めている会社では、電子公告掲載場所として登記されている会社のウェブサイト等において招集株主が電子公告を行うことは、会社の協力が必要とされている（伊藤・前掲注8）32頁）。また、総株主通知による株主確定の前提として、会社は振替機関に対して基準日その他の所定の事項を通知することとされ（社債、株式等の振替に関する法律151条7項）、振替機関は、招集株主が通知することを認めていないという問題はあるが、会社は、招集株主に協力して振替機関に基準日等を通知する義務を負うと解されている（伊藤・前掲注8）33頁）。
- 11) 上柳・前掲注4）135頁〔森本滋〕、岩原・前掲注5）242～244頁〔松井秀征〕。
- 12) 上柳・前掲注4）136頁〔森本〕、岩原・前掲注5）244～245頁〔松井〕。
- 13) 上柳・前掲注4）158頁〔森本〕。